



2022年がスタートしました！年末年始はゆっくり過ごされましたか？今年も「ひりゅう」をよろしくお祈りします。



給料号給が変わると。。



1月は給料号給の見直し(昇給等)が行われる月です。号給が変わると給料月額も変わります。それに伴い、その他の手当も支給額が変わるものがあります。今月と昨年12月の給与支給明細書とを比べてみるとよくわかると思います。

教職調整額	給料月額 × 4% ※端数は切り捨て。管理職は支給されません。
特地(へき地)手当	(給料月額 + 教職調整額 + 給料の調整額 + 扶養手当) × 支給割合 ※「給料の調整額」は特別支援学級の担任に支給されます。 ※「支給割合」は級地に応じて変わります。 ①級地…8% ②級地…12% ③級地…16% ④級地…20% ⑤級地…25%
準特地(へき地)手当	(給料月額 + 教職調整額 + 給料の調整額 + 扶養手当) × 支給割合 ※支給割合は1～5年目は4%、6年目は2%、以降は支給なしです。
教員特別手当	号給に応じて定額が支給されます。



こんな方は確定申告に行きましょう

申告期間
2/16(水)～3/15(火)

年末調整をしている方は基本的に確定申告は不要ですが、次のような場合は確定申告をすることにより税金が還付されることがあります。適正な納税・控除を受けるために、該当がないかチェックしておきましょう。

- ・年末調整後、申告内容に修正が見つかった場合
- ・住宅ローンの初年度に当たる場合(2年目以降は年末調整で控除できます)
- ・雑損控除、特定支出控除がある場合
- ・1年間で10万円以上の高額医療費を支払った場合
- ・ふるさと納税をした場合で、一定条件に当てはまる場合



源泉徴収票は何に使う？



源泉徴収票には、給与支払者とその年に支払った給与・賞与の合計額や各種所得控除の額及び源泉徴収した年税額が記されています。1か所からのみ給与を受け取っていて、他に所得がない場合は、源泉徴収票がその年の所得証明の書類となります。

確定申告をする場合には、給与所得額の証明として源泉徴収票を添付します。e-taxを利用して電子申告をする場合は源泉徴収票の添付を省略することもできますが、確定申告後5年間は税務署からの提示または提出を求められる可能性があるため、必ず保管しておく必要があります。

また、年の途中で転職した場合には、転職先での年末調整の際に源泉徴収票を提出しなければなりません。

このように源泉徴収票はとても大切な書類です。必ず各自で保管をお願いします。



～ マイナンバーカード最新NEWS ～

マイナンバーカードに関連した最新ニュースを3つお届けします♪
まだカードを取得されていない方もこの機会にご検討ください。



1. マイナポイント事業の第2弾がスタート!!

- 1) マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方（これからカード取得される方も含む）…**最大 5,000 円相当のポイント付与**
 - 2) マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方（既に利用申込みを行った方も含む）…**7,500 円相当のポイント付与**
 - 3) 公金受取口座の登録を行った方（登録手続は今後開始予定）…**7,500 円相当のポイント付与**
- ※ ①については、本年1月1日からスタートしています。②・③についてはポイントの付与タイミング等が決定次第、発表される予定です。

2. スマホがワクチン接種証明書代わりに!!

昨年12月20日から、日本政府が公式に提供する**新型コロナワクチン接種証明書**を取得できる専用のスマホアプリがリリースされました。取得に必要なものは、以下の3つです。

- ① 専用アプリ ② マイナンバーカード ③ カード受取時に設定した4桁の暗証番号

※ 海外用の接種証明書を発行する場合はパスポートが必要です。

※ 使用するスマートフォンによっては、カードの読み取りができない場合もあるのでご注意ください。

3. 健康保険証としての利用スタート!!

昨年10月20日から公立学校共済組合でも、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。ただし医療機関や薬局によって利用開始時期は異なるため、現時点で利用できる医療機関等の一覧については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

現時点で対応している医療機関等はまだまだ少ないですが、**令和5年3月末までには概ね全ての医療機関等での導入**を目指しているとのことです。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用については、パソコンやスマートフォンから「マイナポータル AP」での別途申請手続きが必要です。詳細については専用サイトにてご確認ください。

年度末に向けて、家庭状況に以下のような変更の可能性がある場合は事務職員まで!!

(扶養手当を受給中で・・・)

- ⇒ お子さんが3月末で高校や大学等を卒業し、4月から就職を予定している。
- ⇒ 配偶者が3月末での退職、または4月からの就職を予定している。

(単身赴任手当を受給中で・・・)

- ⇒ 4月に配偶者やお子さんの転居（本人との同居を含む）を予定している。

(児童手当を受給中の方で・・・)

- ⇒ 本人またはお子さんの転居を予定している。

※ 上記以外にも**家庭状況に変更の可能性がある場合は**、遺漏のない事務処理のために、事務職員まで早めに情報提供をよろしくお願いいたします。



町の定期監査について (お願い)

龍郷町では毎年2月上旬頃、監査委員による定期監査が行われます。帳簿だけでなく、備品も監査対象になります。特に**今年度購入した備品については、当日現物確認に伺うことがあります**ので、保管場所や現状のチェックをよろしくお願いいたします。
それ以外の備品につきましても**紛失・破損等**がないか、各教科担当の先生方で改めて確認をお願いします。なお、何かありましたら事務職員までご報告ください。